

令和6年

第1回 教育委員会

日時 令和6年1月25日(木曜日)
午後2時00分～
場所 役場2階 会議室

佐呂間町教育委員会

第1回教育委員会行事経過報告

月 日	行 事 名	時間	場 所
11月14日	読書感想画展示(14~26日)		図書館
11月15日	からだ工房	19:00	スター
11月18日	第5回サタディアート	10:00	町民センター
11月20日	学校視察 PTA連合会教育懇談会	9:15	浜佐呂間小学校
"	オホーツク管内教育委員会協議会教育長部会臨時総会	16:30	遠軽町
11月21日	佐呂間中学校3年生と町長・教育長との懇談会	13:00	佐呂間中学校
11月22日	からだ工房	19:00	スター
11月23日	管内社会教育振興セミナー	10:00	遠軽町
11月29日	からだ工房	19:00	スター
11月30日	寿大学	10:00	町民センター 他
12月1日	令和5年度オホーツク管内市町村教育委員大会	15:00	網走市
12月2日	佐呂間中学校吹奏楽部・佐呂間高等学校吹奏楽局ジョイントコンサート	16:00	町民センター
12月4日	遠軽ブロック生徒指導連絡協議会	13:30	湧別町
12月6日	寿大学	10:00	町民センター 他
"	からだ工房	19:00	スター
12月8日	オホーツク管内特別支援教育研究大会	10:00	町民センター
12月9日	管内社会体育振興セミナー	10:00	清里町
12月10日	文化連盟「ふれあい交流会」	13:00	町民センター
12月11日	佐呂間小学校オホーツク教育局二次協議	10:00	佐呂間小学校
"	女子軟式野球交流大会全国優勝報告	16:00	町長室
12月13日	佐呂間中学校3年生 議会傍聴	10:00	議場
12月14日	国立特別支援教育総合研究所との研究協議	10:00	佐呂間小学校
12月15日	音届けコンサート	10:30	佐呂間小学校 他
12月16日	第6回サタディアート	10:00	町民センター
12月18日	保小接続ワーキング「若佐保育所・若佐小学校合同英語授業」	9:05	若佐保育所
12月19日	寿大学	10:00	町民センター 他
"	岐阜市立白山小学校と佐呂間町内3小学校のオンライン交流授業	10:30	町内3小学校
"	オホーツク教育局人事協議	15:00	網走市
12月20日	あいあいらんど(クリスマス会)	10:30	町民センター
"	カリキュラムマネジメント勉強会	13:30	町民センター
"	第2回保小接続カリキュラム開発会議	15:15	町民センター
12月21日	校長会・教頭会	16:30	役場会議室
1月7日	わかさ元気屋台村 図書館映画上映会	13:15	若佐コミセン
"	二十歳の成人式	14:30	町民センター
1月9日	オホーツク教育局ミドルリーダー研修(Zoom)	13:45	教育長室
1月10日	「コンディショニング&トレーニング」ミニ講座	19:00	スター
1月11日	工作教室(スノードーム)	10:30 14:00	図書館
1月12日	わんぱく広場・冬	10:00	常呂カーリングホール
1月16日	令和5年度第1回オホーツク管内市町村教育委員会教育長会議	13:00	網走市
"	第4回オホーツク管内市町村教育委員会協議会教育長部会会議	14:30	網走市
1月17日	寿大学	10:00	町民センター 他
"	「コンディショニング&トレーニング」ミニ講座	19:00	スター
1月19日	校長教頭会議	16:00	役場会議室
1月20日	ちびっこスキー教室	13:30	スキー場
"	第7回サタディアート	10:00	町民センター
1月24日	「コンディショニング&トレーニング」ミニ講座	19:00	スター
1月25日	第1回教育委員会	14:00	役場会議室

今 後 の 予 定			
月 日	行 事 名	時 間	場 所
1月25日	第1回教育委員会協議会	15:00	役場会議室
"	総合教育会議	16:00	"
1月26日	令和6年度事業費査定会議	9:00	"
"	図書館人形劇公演会（ばんぶきん）	10:20	浜佐呂間保育所
1月27日	ちびっこスキー教室	13:30	スキー場
1月30日	日本義務教育学会理事会（Zoom）	11:15	教育長室
1月31日	「コンディショニング&トレーニング」ミニ講座	19:00	スター
2月3日	ちびっこスキー教室	13:30	スキー場
"	第8回サタディアート	10:00	町民センター
2月5日	オホーツク教育局指導監訪問	9:00	佐呂間小学校
"	国立特別支援教育総合研究所との研究協議（Zoom）	13:00	役場ミーティングルーム
2月7日	「コンディショニング&トレーニング」ミニ講座	19:00	スター
2月9日	寿大学	10:00	町民センター 他
2月14日	「コンディショニング&トレーニング」ミニ講座	19:00	スター
2月17日	ちびっこ運動教室	13:30	スター
2月18日	サイエンスキャラバン	10:00	町民センター
2月20日	校長教頭会議	16:00	役場会議室
2月21日	寿大学学園祭	10:00	町民センター 他
"	「コンディショニング&トレーニング」ミニ講座	19:00	スター
2月23日	ちびっこ運動教室	13:30	スター

議案第1号 佐呂間町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する訓令制定について

議案第2号 佐呂間町武道館・温水プール設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について

協議事項1 令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における北海道版結果報告書への佐呂間町の結果の掲載について

報告事項1 佐呂間町保小接続カリキュラム開発中間のまとめについて

そ の 他

議 案 第 1 号

佐呂間町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する訓令制定について

佐呂間町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱（平成9年教育委員会訓令第1号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年1月25日提出

佐呂間町教育委員会教育長 谷 川 敦

佐呂間町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱
の一部を改正する訓令

佐呂間町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱（平成9年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則

この訓令は、令和6年2月1日から施行する。

佐呂間町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する訓令（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（自家用車の公用使用承認の制限）</p> <p>第4条 校長は、次の各号に掲げる場合には自家用車の公用使用を承認してはならない。</p> <p>(1)～(9)（略）</p> <p>(10) 当該職員が<u>運行前8時間以内に飲酒している場合。ただし、8時間以内の飲酒がない場合にあっても、前日又は当日の飲酒があり、飲酒量や飲酒後の経過時間、当該職員の顔色、吐息等から運転に適さないと認められるとき。</u></p> <p>（公用使用承認等の手続）</p> <p>第5条 自家用車を公務遂行のため使用しようとする職員は、次の各号により手続をしなければならない。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) 校長は、職員が自家用車を運行した後、運転者の顔色、吐息の異常の有無を確認しなければならない。</p> <p>第6条～第11条（略）</p> <p>別記第1号様式～別記第2号様式（略）</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（自家用車の公用使用承認の制限）</p> <p>第4条 校長は、次の各号に掲げる場合には自家用車の公用使用を承認してはならない。</p> <p>(1)～(9)（略）</p> <p>(10) 当該職員<u>の運行前の状態を目視等（顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等）での確認及びアルコール検知器（呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するもの。以下「検知器」という。）を用いた確認により酒気を帯びていることが確認された場合。</u></p> <p>（公用使用承認等の手続）</p> <p>第5条 自家用車を公務遂行のため使用しようとする職員は、次の各号により手続をしなければならない。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) 校長は、職員が自家用車を運行した後、運転者の状態を目視等（顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等）及び検知器の使用により酒気帯びの有無を確認しなければならない。</p> <p>(9) 校長は、第4条の(10)及び前号による確認結果を別記第3号様式に記録するとともに、その記録を1年間保存しなければならない。</p> <p>第6条～第11条（略）</p> <p>別記第1号様式～別記第2号様式（略）</p>

改正前

別記第3号様式

別記第3号様式

自営用車の公用使用承認書(兼)公用車運転に係る運賃控除記録簿

氏名 氏名 氏名	用途	利用日 利用日 利用日	利用時間 利用時間 利用時間	走行距離		燃料消費		走行時間		走行速度		備考
				往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	
氏名	用途	利用日	利用時間	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	備考
氏名	用途	利用日	利用時間	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	備考
氏名	用途	利用日	利用時間	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	備考

1. 走行距離は、走行開始地点から走行終了地点までの距離を指し、往復距離を指すこととする。
 2. 燃料消費は、燃料消費計測装置の計測結果を指すこととする。
 3. 走行時間は、走行開始時刻から走行終了時刻までの時間を指すこととする。
 4. 走行速度は、走行距離を走行時間により算出した速度を指すこととする。
 5. 備考欄には、走行開始時刻、走行終了時刻、走行距離、燃料消費量、走行速度等を記載することとする。

改正後

別記第3号様式

別記第3号様式

自営用車の公用使用承認書(兼)公用車運転に係る例外的控除記録簿

氏名 氏名 氏名	用途	利用日 利用日 利用日	利用時間 利用時間 利用時間	走行距離		燃料消費		走行時間		走行速度		備考
				往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	
氏名	用途	利用日	利用時間	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	備考
氏名	用途	利用日	利用時間	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	備考
氏名	用途	利用日	利用時間	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	備考

1. 走行距離は、走行開始地点から走行終了地点までの距離を指し、往復距離を指すこととする。
 2. 燃料消費は、燃料消費計測装置の計測結果を指すこととする。
 3. 走行時間は、走行開始時刻から走行終了時刻までの時間を指すこととする。
 4. 走行速度は、走行距離を走行時間により算出した速度を指すこととする。
 5. 備考欄には、走行開始時刻、走行終了時刻、走行距離、燃料消費量、走行速度等を記載することとする。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

(傍線部分は、改正部分)

議 案 第 2 号

佐呂間町武道館・温水プール設置及び管理に関する
条例施行規則の一部を改正する規則制定について

佐呂間町武道館・温水プール設置及び管理に関する条例施行
規則（平成6年教育委員会規則第5号）の一部を改正する規則
を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年1月25日提出

佐呂間町教育委員会教育長 谷 川 敦

佐呂間町武道館・温水プール設置及び管理に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

佐呂間町武道館・温水プール設置及び管理に関する条例施行
規則（平成6年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改
正する。

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分
をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分の
ように改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

改正前		改正後	
別表1 (第2条関係)		別表1 (第2条関係)	
1 武道館		施設区分等	
開館期間	利用時間	開館区分	閉館時間
通年	午前10時～午後9時	平日	午前10時～午後9時
※ただし、土曜日、日曜日	午前10時～午後5時	土曜日、日曜日、祝日	午前10時～午後5時
年末・年始	12月30日～1月6日	平日	午後1時～午後8時
(備考)		土曜日、日曜日、祝日	午前10時～午後5時
1 休館日は国民の祝祭日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日。ただし、月曜日に当たるときは、その翌日とする。		学校水泳学習期間及び学校夏季休業期間の平日	午前10時～午後8時
2 温水プール		温水プール(開館期間5月～10月)	①毎週月曜日 ②祝日の翌日
開館期間	利用時間	(備考)	
5月～10月の平日	午後1時～午後9時	1 祝日は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。	
5月～10月の土曜日、日曜日	午前10時～午後5時	2 施設の機械設備点検に要する期間は、使用を許可しない。	
※ただし、7月～8月の学校夏休み期間中の平日	午前10時～午後9時	3 大会等の専用使用がある場合は、一般利用は使用を許可しない。	
(備考)			
1 休館日は国民の祝祭日に関する法律に規定する休日の翌日。ただし、月曜日に当たるときは、その翌日とする。			
2 施設の機械設備点検に要する期間は、使用を許可しない。			
3 大会等の専用使用がある場合は、一般利用は使用を許可しない。			



改正前		改正後	
3 トレーニングルーム			
開館期間	利用時間	休館日	
通年	午前10時～午後9時	毎週月曜日	
※ただし、土曜日、日曜日	午前10時～午後5時		
年末・年始		12月30日～1月6日	
(備考)			
1 休館日は国民の祝祭日に関する法律に規定する休日の翌日。ただし、月曜日に当たるときは、その翌日とする。			
2 武道館及び温水プールで大会等の専用使用がある場合は、使用を制限する <u>場合がある</u>			

(傍線部分は、改正部分)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

協 議 事 項 1

令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における北海道版結果報告書への佐呂間町の結果の掲載について

令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における「北海道版結果報告書」への佐呂間町の結果の掲載に係る同意について協議する。

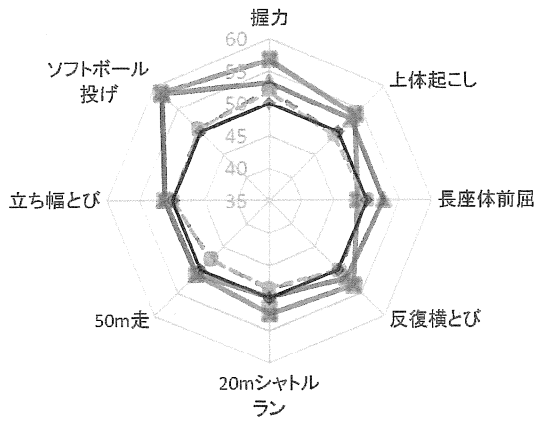


■ 佐呂間町内小・中学校の状況及び体力向上策(学校数:小学校3校・児童数42名、中学校1校・生徒数37名)

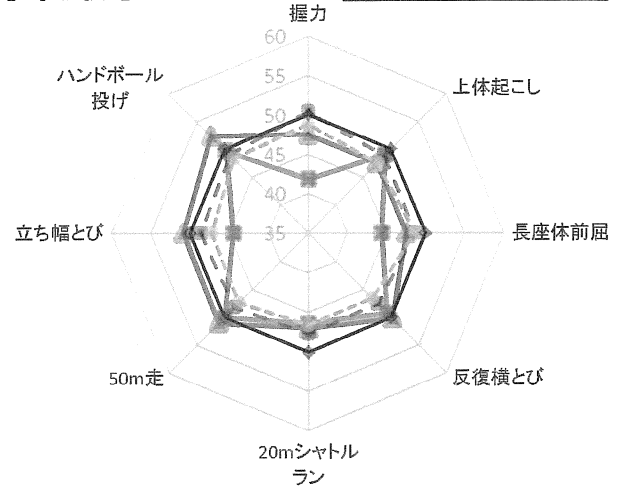
【各種目の状況】

全国を50とした時の数値(T得点)をレーダーチャートで表示

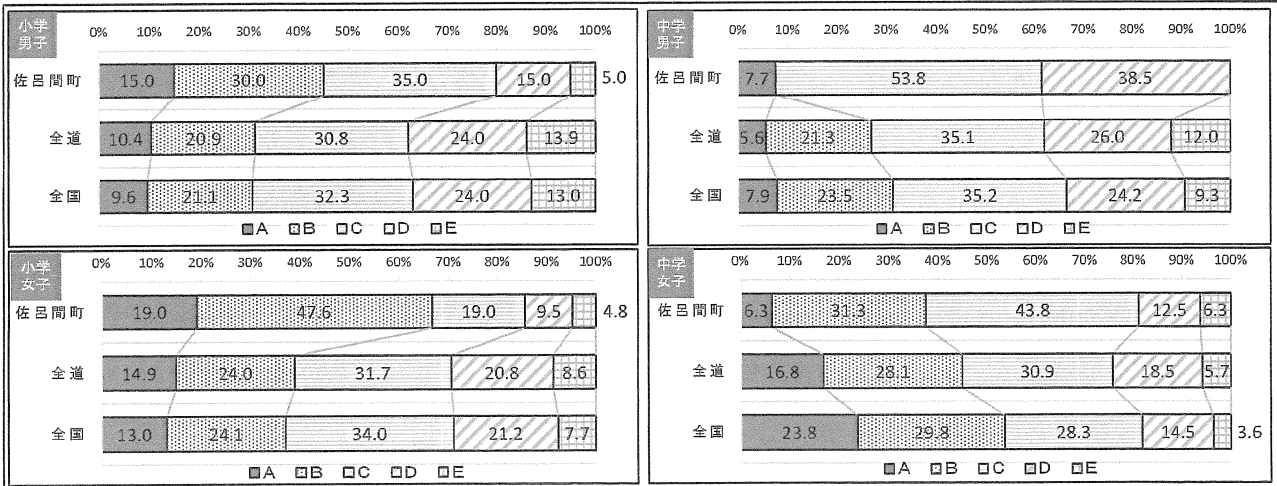
【小学校】



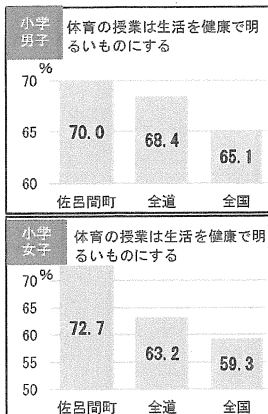
【中学校】



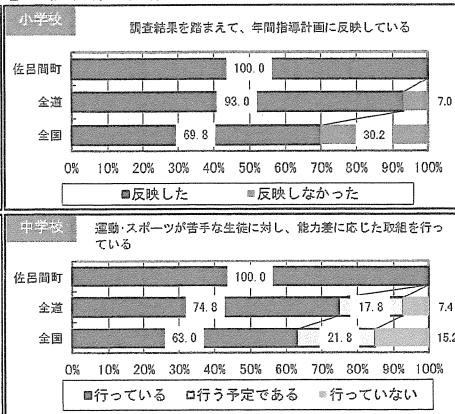
【体力合計点総合評価の児童生徒の割合】



【児童生徒質問紙】



【学校質問紙】



【分析】

<小学校>
各学校において、調査結果を踏まえ年間指導計画を見直し、授業改善や授業以外の取組を推進したことにより、男女ともに体育の授業は生活を健康で明るいものにすると回答した児童の割合が全国及び全道を上回ったと考えられる。

<中学校>
学校において、運動・スポーツが苦手な生徒向けの取組、能力差に応じた取組を行ったことにより、男女ともに自分に合った場やルールが用意されたから、できないことができるようになったと回答した生徒の割合が、全国及び全道を上回ったと考えられる。

【佐呂間町の体力向上策】

- ◎ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえた学校全体での体力向上の取組の促進
- ◎ スポーツ少年団活動や社会教育を活用した運動機会の設定
- ◎ ICTのカメラ機能を利用して児童生徒各自の「よりよいパフォーマンス」を可視化することによる取組意欲の向上

報 告 事 項 1

佐呂間町保小接続カリキュラム開発中間のまとめにつ
いて

佐呂間町保小接続カリキュラム開発中間のまとめについて下
記のとおり報告する。

記

1. 中間のまとめ 別紙資料のとおり

令和5年度佐呂間町保小接続カリキュラム開発会議及び ワーキンググループ事業経過

【開発第1回】 令和5年7月10日(火) 15:30～17:00

○文部科学省初等中等教育局 藤岡謙一幼児教育課長 講演

○事業内容説明

○出席委員 千葉大学名誉教授 天笠 茂

北見光西認定こども園園長 佐藤 亮

佐呂間保育所所長 安藤 誠司

佐呂間町保健福祉課課長 兼平 茂雄

佐呂間小学校 PTA 会長 杉山 友洋

佐呂間小学校校長 二神 孝久

若佐小学校校長 小林 冬季

浜佐呂間小学校校長 佐々木 寿彦

佐呂間中学校校長 安田 吉雄

佐呂間町教育委員会教育長 谷川 敦

佐呂間町教育委員会管理課参事 弘内裕子

佐呂間町教育委員会保小連携コーディネーター 菅原 正弘

オブザーバー 文部科学省初等中等教育局幼児教育課長 藤岡 謙一

文部科学省初等中等教育局指導係 林 法子

北海道教育庁幼児教育推進センター主査 佐藤 由香

北海道教育庁幼児教育推進センター主査 姉崎 千秋

オホーツク教育局長 桑原 知己

オホーツク教育局主任指導主事 生田 裕章

オホーツク教育局主任指導主事 安田 秀憲

報道 北海道新聞遠軽支局、北海道通信社

【ワーキング第1回】 令和5年9月7日(木) 9:50～10:15(保育参観) 15:55～16:30(協議)

○ 若佐保育所 朝の活動、設定保育を参観

○ ワーキンググループ協議 架け橋プログラムの事業について

ワークショップ 設定保育の振り返り(10の姿について)

○ 出席委員 若佐保育所(船戸 知美 主任保育士、池田 有寿 保育士)

若佐小学校(小林 冬季 校長、清水 政臣 教諭)

佐呂間町教育委員会(弘内 裕子参事、菅原正弘保小連携コーディネーター)

【ワーキング第2回】 令和5年9月25日(月)

9:50~10:15(保育参観) 15:30~16:05(協議)

- 佐呂間保育所 朝の活動、設定保育を参観
- ワーキンググループ協議 架け橋プログラムの事業について
ワークショップ 設定保育の振り返り(10の姿について)
- 出席委員 佐呂間保育所(安藤 誠司所長、安藤 奈美主任保育士、高橋 美根保育士)
佐呂間小学校(二神 孝久 校長、齋藤 潤 教諭)
佐呂間町教育委員会(弘内 裕子参事、菅原正弘保小連携コーディネーター)

【ワーキング第3回】 令和5年9月27日(水)

9:50~10:15(保育参観) 15:55~16:30(協議)

- 浜佐呂間保育所 朝の活動、設定保育を参観
- ワーキンググループ協議 架け橋プログラムの事業について
ワークショップ 設定保育の振り返り(10の姿について)
- 出席委員 浜佐呂間保育所(野崎 ふじえ主任保育士、中川 絵理保育士)
浜佐呂間小学校(佐々木 寿彦 校長、山田 純子教諭)
佐呂間町教育委員会(弘内 裕子参事、菅原正弘保小連携コーディネーター)

【ワーキング第4回】 令和5年10月12日(木)

9:50~10:15(保育参観) 15:55~16:30(協議)

- 若佐保育所 朝の活動、設定保育を参観
- ワーキンググループ協議 ワークショップ 設定保育の振り返り(10の姿について)
架け橋カリキュラムづくり(育てたい子どもの姿)
- 出席委員 若佐保育所(船戸 知美 主任保育士、池田 有寿 保育士)
若佐小学校(小林 冬季 校長、清水 政臣 教諭)
佐呂間町教育委員会(弘内 裕子参事、菅原正弘保小連携コーディネーター)

【ワーキング第5回】 令和5年10月16日(木)

9:50~10:15(保育参観) 15:55~16:30(協議)

- 浜佐呂間保育所 朝の活動、設定保育を参観
- ワーキンググループ協議 ワークショップ 設定保育の振り返り(10の姿について)
架け橋カリキュラムづくり(育てたい子どもの姿)
- 出席委員 浜佐呂間保育所(野崎 ふじえ主任保育士、中川 絵理保育士)
浜佐呂間小学校(佐々木 寿彦 校長、上野 さえ子教頭)
佐呂間町教育委員会(弘内 裕子参事、菅原正弘保小連携コーディネーター)

【ワーキング第6回】 令和5年10月23日(月)

9:50~10:15(保育参観) 15:30~16:05(協議)

- 佐呂間保育所 朝の活動、設定保育を参観
- ワーキンググループ協議 ワークショップ 設定保育の振り返り(10の姿について)
架け橋カリキュラムづくり(育てたい子どもの姿)
- 出席委員 佐呂間保育所(安藤 誠司所長、安藤 奈美主任保育士、高橋 美根保育士)
佐呂間小学校(大平 博司教頭、阿部 翔平教諭)
佐呂間町教育委員会(弘内 裕子参事、菅原正弘保小連携コーディネーター)

【ワーキング第7回】 令和5年11月1日(月) 9:50~10:15(保育参観)

- 佐呂間保育所 朝の活動、設定保育を参観
令和5年11月2日(火) 15:30~16:05(協議)
- ワーキンググループ協議 スタートカリキュラム及びアプローチカリキュラムのたたき台について
- 出席委員 佐呂間保育所(安藤 誠司所長、安藤 奈美主任保育士、高橋 美根保育士)
佐呂間小学校(二神 孝久 校長、齋藤 潤 教諭)
佐呂間町教育委員会(弘内 裕子参事、菅原正弘保小連携コーディネーター)

【ワーキング第8回】 令和5年11月16日(木)

9:50~10:15(保育参観) 15:55~16:30(協議)

- 若佐保育所 朝の活動、設定保育を参観
- ワーキンググループ協議 スタートカリキュラム及びアプローチカリキュラムのたたき台について
- 出席委員 若佐保育所(船戸 知美 主任保育士、池田 有寿 保育士)
若佐小学校(小林 冬季 校長、橋場 哉子教諭)
佐呂間町教育委員会(弘内 裕子参事、菅原正弘保小連携コーディネーター)

【ワーキング第9回】 令和5年11月28日(火)

9:50~10:15(保育参観) 15:55~16:30(協議)

- 浜佐呂間保育所 朝の活動、設定保育を参観
- ワーキンググループ協議 スタートカリキュラム及びアプローチカリキュラムのたたき台について
- 出席委員 浜佐呂間保育所(野崎 ふじえ主任保育士、中川 絵理保育士)
浜佐呂間小学校(佐々木 寿彦 校長、樋口 誠教頭)
佐呂間町教育委員会(弘内 裕子参事、菅原正弘保小連携コーディネーター)

【ワーキング第10回】 令和5年12月5日(火)

9:50~10:15(保育参観) 15:30~16:05(協議)

- 佐呂間保育所 朝の活動、設定保育を参観
- ワーキンググループ協議 スタートカリキュラム及びアプローチカリキュラムのたたき台について
- 出席委員 佐呂間保育所(安藤 誠司所長、安藤 奈美主任保育士、高橋 美根保育士)
佐呂間小学校(大平 博司教頭、阿部 翔平教諭)
佐呂間町教育委員会(弘内 裕子参事、菅原正弘保小連携コーディネーター)

【ワーキング第11回】 令和5年12月7日(木)

9:50~10:15(保育参観) 15:55~16:30(協議)

- 若佐保育所 朝の活動、設定保育を参観
- ワーキンググループ協議 スタートカリキュラム及びアプローチカリキュラムのたたき台について
- 出席委員 若佐保育所(船戸 知美 主任保育士、池田 有寿 保育士)
若佐小学校(小林 冬季 校長、清水 政臣教諭)
佐呂間町教育委員会(弘内 裕子参事、菅原正弘保小連携コーディネーター)

【ワーキング第12回】 令和5年12月12日(火)

9:50~10:15(保育参観) 15:55~16:30(協議)

- 浜佐呂間保育所 朝の活動、設定保育を参観
- ワーキンググループ協議 スタートカリキュラム及びアプローチカリキュラムのたたき台について
- 出席委員 浜佐呂間保育所(野崎 ふじえ主任保育士、中川 絵理保育士)
浜佐呂間小学校(佐々木 寿彦 校長、岩本 和侑教頭)
佐呂間町教育委員会(弘内 裕子参事、菅原正弘保小連携コーディネーター)

【開発第2回】 令和5年12月20日(水) 15:15~16:30

- 事業経過報告
- 中間まとめについて
- 来年度の予定について
- 出席委員 千葉大学名誉教授 天笠 茂
北見光西認定こども園園長 佐藤 亮
佐呂間保育所所長 安藤 誠司
佐呂間町保健福祉課課長 兼平 茂雄

佐呂間小学校 PTA 会長 杉山 友洋
佐呂間小学校校長 二神 孝久
若佐小学校校長 小林 冬季
浜佐呂間小学校校長 佐々木 寿彦
佐呂間中学校校長 安田 吉雄
佐呂間高等学校校長 山崎 逸子
佐呂間町教育委員会教育長 谷川 敦
佐呂間町教育委員会管理課参事 弘内裕子
佐呂間町教育委員会保小連携コーディネーター 菅原 正弘
オブザーバー オホーツク教育局教育支援課長 田中 智則
オホーツク教育局指導班主査 富岡 尚平
オホーツク教育局主任指導主事 生田 裕章
オホーツク教育局主任指導主事 安田 秀憲
佐呂間町教育委員会主任指導主事 野村 克仁
報道 北海道通信社



豊かな学び・新たな発見が一杯！

～保育所と小学校の協議（ワーキンググループ）が終了しました～

9月から12月まで佐呂間町内の保育所の先生方、小学校の先生方にお集まりいただき、協議会（ワーキンググループ）を開催しました。午前中に保育参観をし、夕方から協議を行い、佐呂間地区、浜佐呂間地区、若佐地区の各地区ごとに行って参りました。

快く多くのご意見、アイデアを下された委員の皆様、会場をお貸しくださいました各地区の保育所の皆様、大変有り難うございました。

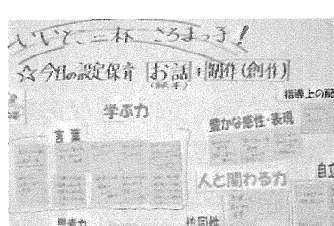
「保育所での育ちを、よりスムーズに小学校へと橋渡ししたい」という今回の架け橋プログラムの目的の下、集まった先生方が毎回熱心にご協議くださいました。心から感謝申し上げます。



この協議で得られたご意見を元に、保育所年長と小学校1年生の2年間の子どもの成長をよりスムーズにつなぐための「さろまっ子架け橋カリキュラム」（教育課程）を作成しているところです。

また、自分たちでここまで出来るとは思っていなかった

協議に参加された小学校の先生方の中からは、「保育所の子どもたちが、自分たちでここまで出来るとは思っていなかった」「この豊かな学びの姿は、ぜひ小学校へとつなげたい」等のご意見を頂きました。



また、保育所の先生方からは「小学校でどんなことを大切にしながら学んでいくのかが分かった」「このカリキュラムを使って、小学校に入った後の学びが見通せる」「各ご家庭と連携して、一緒に子どもの成長を支えていくことが大切ですね」等のお声を沢山頂きました。

次のステップとしては、今回作成中の「架け橋カリキュラム」を来年4月から各保育所と小学校で、実践していくことになります。

この取組をさらに進めて参りますので、今後とも皆様のご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。



幼児期の終わりまでに育ってほしい 10の姿



幸せな未来に向かって、さろまっ子の力をすくすくと伸ばすためにはどのような視点が大切でしょうか？

架け橋期（幼児期と児童期の2年間）の子どもたちにとっては、周囲から認められ、守られているという安心感が何よりも大切だと言われています。その心の安定を土台として、様々な環境に対し「自分から進んで（主体的に）」、「好奇心を持って」関わり、学び、やがて自分の個性や世界を拡大し、自立した生活へと向かっていくことができるようになります。

保育所の子どもを育む際に参考とされる「保育指針」や、児童を育む上で参考とされる「小学校学習指導要領」には、幼児期に子ども達が育ち行く姿を下のように「10の姿」で捉えています。



幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿*

- | | | |
|---------------|------------|---|
| ★健康な心と体 | ★自立心 | ★ |
| 協同性 | | |
| ★道徳性・規範意識の芽生え | ★社会生活との関わり | |
| ★思考力の芽生え | ★自然との関わり・ | |
| 生命尊重 | | |

▲数且多回形 極強多立学みびへの明り 感学

丈夫な心と体を持ち、友達を思いやり、自分から興味・関心を抱き、豊かな感性を胸に学んでいく。そんなさろまっ子を保護者の皆様、保育所・小学校の先生方のほか、地域全体が支え、共に温かく育てていきたいと思えます。



さろまっ子プラスワンの力 ～第1回開発会議・ワーキンググループから～

10の姿に加えて、さろまっ子に身に付けさせたい力として「コミュニケーションの力」が挙げられました。ワーキンググループでは、目標の一つとして「思いを伝え合い、豊かな未来を創る子」を挙げ、さろまっ子が将来どこに出ても、「自分の良さを発揮しながら、自信を持って思いを伝え合うことができる」コミュニケーションの力が大切だということが話し合われました。

保育所で、小学校で、ご家庭でも、そして町を挙げて子どもたちの豊かな「コミュニケーションの力」をぜひ一緒に、温かく育てて参りましょう。



おらせ



アンケートご協力をお願い ～今回の架け橋プログラム事業に関わって、各先生方や保護者の皆様、施設関係者の皆様に2回目のアンケートをお願いする予定です。改めてお知らせいたしますので、どうぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



□佐呂間町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱

平成9年6月12日教育委員会訓令第1号

改正

平成10年4月23日 教育委員会訓令第1号

平成28年2月18日 教育委員会訓令第1号

平成31年4月26日 教育委員会訓令第5号

令和4年9月26日 教育委員会訓令第1号

令和 年 月 日 教育委員会訓令第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐呂間町立学校に勤務する教職員(臨時的任用及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が公務のために、職員が所有する自家用車を使用するときの取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、自家用車とは道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車で、職員、職員の配偶者又は北海道職員等の旅費に関する条例(昭和28年北海道条例第38号)第2条第1項第6号に規定する扶養親族の所有又は使用するものであり、かつ、職員が通常の通勤等で使用しているもの(以下「自家用車」という。)をいう。

(自家用車の公用使用の基準)

第3条 職員の自家用車を公用に使用することは禁止する。ただし、次の各号の一に掲げる場合であって他の代替措置がとれない場合において、職員からの申出に基づき自家用車の使用がやむを得ないと校長が認めた場合は、例外的に自家用車の公用使用を承認できるものとする。

- (1) 災害の発生その他緊急を要する場合であって、一般の交通機関を利用することが不相当と認められる場合
- (2) 一般の交通機関の運行密度が極めて低く、利用が著しく不便な場合
- (3) 巡回業務又は用務先が多く、一般の交通機関を利用しては公務の遂行が著しく遅滞し、又は困難となる場合
- (4) 多額な金銭等の運搬又は公務に必要な書類若しくは物品が多い場合
- (5) 授業等の内勤業務と出張業務との両者を効率的に行うため、自家用車を使用させる必要があると認められる場合

2 前項の規定により公用使用を承認する場合において、校長は、やむを得ないと認められる場合に限り、同一用務のため同一目的地に旅行をする職員の同乗を承認することができる。なお、この場合において職員の同乗を承認することができる自家用車は、第2条に規定する自動車に限るものとする。(緊急と認められる場合を除く。)

(自家用車の公用使用承認の制限)

第4条 校長は、次の各号に掲げる場合には自家用車の公用使用を承認してはならない。

- (1) 当該職員の運転経験が1年に満たない場合又は、運転技術に習熟していないと認められる場合
- (2) 当該職員が、過去1年間において、その責に属する交通事故を起こし、又は自動車の運転に関し罰金刑に処せられている場合
- (3) 当該職員の健康状態が過労、病気その他正常な運転に適さないと認められる場合
- (4) 当該自家用車の点検、整備が不十分であると認められる場合

- (5) 1日の走行距離が概ね250km、運転時間が5時間を超える場合
- (6) 当該自家用車について、自動車損害賠償補償法(昭和30年法律第97号)による責任保険及び任意保険として、対人賠償1億円以上、対物賠償5百万円以上の契約が締結されていない場合。ただし、第3条第2項により職員を同乗させる場合には、更に5百万円以上の搭乗者傷害保険の契約が締結されていない場合
- (7) 交通事故が発生した場合には、責任保険及び任意保険の保険金を損害賠償に充てることについて承諾していない場合
- (8) 運転が深夜に及ぶことがあらかじめ予測される場合
- (9) 気象条件、道路条件が悪く、自家用車の運転に危険が伴う場合
- (10) 当該職員の運行前の状態を目視等(顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等)での確認及びアルコール検知器(呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその都度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するもの。以下「検知器」という。)を用いた確認により酒気を帯びていることが確認された場合

(公用使用承認等の手続)

第5条 自家用車を公務遂行のため使用しようとする職員は、次の各号により手続きをしなければならない。

- (1) 自家用車を公用に使用しようとする職員は、年度当初において、当該自動車に係る自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書及び任意保険証並びに運転免許証(表面、裏面)の原本を提示し、その写しを添付の上、別記第1号様式により使用する自家用車を校長に届け出なければならない。
- (2) 職員は、前号の届出事項に変更が生じた場合、又は新たに届出をする場合は、遅延することなく校長に届け出なければならない。
- (3) 校長は、前2号の届出がなされたときは、第2条及び第4条に規定する要件を満たしている場合限り、これを受理できるものとする。
- (4) 校長は、届出を受理したときは、別記第2号様式によりこれを登録し、保管するとともに、口頭によりその旨を通知しなければならない。
- (5) 職員は、登録済の自家用車を公用に使用しようとするときは、その都度、別記第3号様式により、校長にその旨を申出、承認を受けなければならない。
- (6) 校長は、前号の規定による申出がなされたときは、第3条及び第4条の規定に基づき、承認することができる。
- (7) 職員は、前号による承認に基づき、自家用車を公用に使用する場合は、自家用車を運行する直前に第4条第1項第10号に規定する要件に該当しないことについて、校長の確認を受けなければならない。
- (8) 校長は、職員が自家用車を運行した後、運転者の状態を目視等(顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等)及び検知器の使用により酒気帯びの有無を確認しなければならない。
- (9) 校長は、第4条の(10)及び前項による確認結果を別記第3号様式に記録するとともに、その記録を1年間保存しなければならない。

(運転者の義務)

第6条 職員は、自家用車を公用使用するに当たり、次の各号に掲げる事項を守り、安全の確保に努めなければならない。

- (1) 道路交通法等法令の規定を遵守すること
- (2) 心身の状態がすぐれないときは運転を避けること
- (3) 整備不良による事故等の未然防止のため、自家用車の整備点検に万全を期すこと

2 校長は、自家用車を使用しようとする職員に対し、交通事故を未然に防止するため前項各号に掲げる事項の励行徹底を図り、適切な指導監督を行うとともに当該職員に過度の負担がかからないよう十分留意しなければならない。

(交通事故等の場合の処理)

第7条 校長の承認を受けて使用中の自家用車の運行によって他人に損害を与えた場合における損害賠償は、責任保険及び任意保険によっててん補できる損害の部分を除き佐呂間町が賠償する。ただし、佐呂間町が損害の賠償をした場合において、職員に故意又は重大な過失があったときは、佐呂間町は、職員に対して求償することができる。

2 前項の運行により職員に損害が生じた場合における加害者に対する損害賠償の請求等については、公務災害補償を除き、当該事故の当事者間で処理するものとする。

3 自家用車による事故が発生した場合、校長は、直ちに実情を調査し適切な措置を講じた後、速やかに、佐呂間町教育委員会教育長(以下「教育長」という。)にその状況を通報するものとし、遅くとも10日以内に交通事故報告書(昭和42年7月12日付け教42年7月12日付け教職第3057号北海道教育委員会教育長通達による。)を、教育長に提出しなければならない。

(公用に使用する自家用車登録名簿)

第8条 校長は、毎年4月1現在の公用に使用する自家用車登録名簿(別記第2号様式)の写しを、その年の4月30日までに教育長に提出しなければならない。

(旅費の支給等)

第9条 職員の自家用車を公用に使用した場合には、通常の旅費を支給するほか、いかなる給付も行わないものとする。

(承認を受けない自家用車の公用使用)

第10条 校長の承認を受けないで公用に使用中の自家用車の運行によって他人に損害を与えた場合において佐呂間町がその損害を賠償した場合、その他当該運行により佐呂間町に損害が生じた場合は、当該運行について責任を有する職員に対し、当該賠償額又は損害額の全額を求償し、又は請求するものとする。

2 前項の運行により職員に損害を生じた場合は、当該事故の当事者間で処理するものとする。

(実地調査等)

第11条 教育長は、必要があると認めるときは、自家用車の公用使用の状況について、随時実施調査し、又は報告を求めることができる。

附 則(平成9年6月12日教育委員会訓令第1号)

1 この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

2 佐呂間町立学校職員の私有車の公務使用に関する要綱(昭和55年施行)は廃止する。

附 則(平成10年4月23日教育委員会訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成28年2月18日教育委員会訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月26日教育委員会訓令第5号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年9月26日教育委員会訓令第1号)

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和6年1月25日教育委員会訓令第 号)

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

別記第1号様式

校長	教頭	担当

登録番号	
------	--

公用に使用する自家用車届

※ 添付書類 自動車検査証の写し 自動車損害賠償責任保険証明書の写し 任意保険証の写し
運転免許証の写し（表面、裏面）

※ 過去1年間の状況	<input type="checkbox"/> 免許の取消若しくは停止の処分又は罰金刑に処せられていない <input type="checkbox"/> 職員の責めに属する交通事故を起こしていない
※ 通勤の状況	自家用車使用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 （通勤手当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）
備考	
<p>上記のとおり、公務に使用する自家用車について、佐呂間町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、届け出ます。</p> <p>なお、届出に当たり、自家用車の運行により交通事故が発生した場合の損害賠償について、要綱第4条の規定に基づき、自動車損害賠償責任保険及び任意保険の保険金を充当することについて、同意します。</p> <p>年 月 日 学校長 様</p> <p style="text-align: center;">職・署名</p>	

- (注) 1 ※欄は、該当する箇所にレ印を記載すること。
 2 自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書、任意保険証及び運転免許証（表面、裏面）の写しを添付すること。
 3 届出の内容に変更を生じた場合は、その都度提出すること。ただし、変更の内容が自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書、任意保険証及び運転免許証の更新の場合については、更新後の自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書、任意保険証及び運転免許証（表面、裏面）の原本を校長に提示し、その写しを提出することにより、届の提出を省略する。

以下、所属確認欄

以下、所属確認欄			原本確認
運転免許証	取得年月日	<input type="checkbox"/> 1年以上経過	<input type="checkbox"/> 済
	有効期限	<input type="checkbox"/> 年度内（ 年 月 日まで ） <input type="checkbox"/> 次年度以降	
車検証	所有者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 済
	使用者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 <input type="checkbox"/> 配偶者	
自賠責保険	有効期限	<input type="checkbox"/> 年度内（ 年 月 日まで ） <input type="checkbox"/> 次年度以降	<input type="checkbox"/> 済
	保険期間	<input type="checkbox"/> 年度内（ 年 月 日まで ） <input type="checkbox"/> 次年度以降	
任意保険	加入内容	<input type="checkbox"/> 対人賠償1億円以上 <input type="checkbox"/> 対物賠償500万円以上 <input type="checkbox"/> 搭乗者損害500万円以上	<input type="checkbox"/> 済
	有効期間	<input type="checkbox"/> 年度内（ 年 月 日まで ） <input type="checkbox"/> 次年度以降	
	特約条項		

自家用車の公用使用承認簿（兼）

校長承認印	用務	用務先	使用日		使用者署名 同乗者署名	備考 (旅行命令 (月日)等)
			申出日	月 日		
			月 日から 月 日まで	月 日		
			月 日から 月 日まで	月 日		
			月 日から 月 日まで	月 日		
			月 日から 月 日まで	月 日		

- (注) 1 用務先が複数なる場合は、それぞれ記載すること。
 2 備考欄には、旅行命令（月日）等を記載すること。

公用車運転に係る飲酒状況確認簿

校長確認欄							備考
運行前			確認日時		運行後		
検知器及び目視等により確認した酒気帯びの有無	運転の適否		月 日		検知器及び目視等により確認した酒気帯びの有無		
	適	否	時	分	有	無	
有	適	否	月 日	時 分	有	無	
有	適	否	月 日	時 分	有	無	
有	適	否	月 日	時 分	有	無	
有	適	否	月 日	時 分	有	無	

<備考>

- ※本確認欄への記載および確認は、必ず運行の直前及び直後に実施すること。
 (校長が不在の場合は、他の管理職員が確認すること。)

○佐呂間町武道館・温水プール設置及び管理に関する条例施行規則

平成6年8月5日教育委員会規則第5号
改正

平成10年3月9日教委規則第2号

平成10年10月23日教委規則第7号

平成14年11月8日教委規則第10号

平成18年1月24日教委規則第8号

平成18年3月23日教委規則第17号

平成20年3月13日教委規則第3号

平成20年9月29日教委規則第8号

平成24年2月20日教委規則第3号

令和6年1月25日教委規則第 号

(目的)

第1条 この規則は、佐呂間町武道館・温水プール設置及び管理に関する条例（平成6年条例第12号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(開館期間等)

第2条 佐呂間町武道館・温水プール（以下「施設」という。）の開館期間、時間及び休館日は別表1のとおりとする。ただし佐呂間町武道館・温水プール館長（以下「館長」という。）が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(個人使用)

第3条 条例第5条第1項の規定により個人で使用しようとする者は、所定の使用料を支払うか各利用券（別記第1号様式、別記第2号様式）を購入しなければならない。

2 6か月券及び通年券、シーズン券を購入した者は、施設利用の際、当該券を係員に提示しなければならない。

(使用の申請及び許可)

第4条 条例第5条第1項の規定により施設の専用使用許可を受けようとする者は、佐呂間町武道館・温水プール専用使用許可申請書（別記第3号様式。以下「使用許可申請書」という。）に教育活動計画等関係書類に使用料を添えて使用日の3か月前から3日前までに、館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の規定により使用許可申請書を受領し、その使用を承認したときは、使用許可書（別記第4号様式）を交付する。ただし、管理運営上必要があるときは、その使用について制限又は条件を付することができる。

3 施設の専用使用の許可を受けた者は、使用の際、使用許可書を係員に提示し、その指示を受けなければならない。

(使用許可の取消)

第5条 使用を許可された者が、使用を取消しようとするときは、使用許可取消申請書（別記第5号様式）を館長に提出し許可を受けなければならない。

(使用の許可要件)

第6条 第4条第2項の規定により、使用許可の承認をあたえる場合は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 各種競技大会又は研修会、講習会で使用する時。
- (2) 学校又は学年単位で学校教育活動で使用する時。
- (3) 前各号のほか、20名以上の団体が館長が特に認めた時。
- (4) その他、館長が特に必要と認めた時。

(使用料の減免)

第7条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(別記第6号様式)を提出しなければならない。

2 前項により使用料の減免を決定したときは使用料減免決定通知書(別記第7号様式)を交付する。ただし、個人にあっては、減免の対象としない。

(使用料の還付)

第8条 条例第9条各号に掲げる使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(別記第8号様式)を提出しなければならない。

(特別設備等の許可)

第9条 条例第10条の規定により使用者が施設の使用に当たり、特別の設備を設け、又は特殊物件を設置しようとするときは、特別設備等許可申請書(別記第9号様式)を提出しなければならない。

2 館長は、前項の申請を許可したときは、特別設備等許可書(別記第10号様式)を交付する。

3 前項による特別設備に対する損害賠償は一切行わない。

(使用者及び入館者の遵守事項)

第10条 使用者及び施設に専ら観覧等の目的で使用料を払わず入館する者(以下「入館者」という。)は条例で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく広告、宣伝物等の掲示又は看板、立札の設置を行わないこと。
- (2) 危険物及び危険のおそれのあるものを持ち込まないこと。
- (3) 指定された場所以外において飲食し、又は喫煙し、若しくは火気を使用しないこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はおそれのある行為をしないこと。
- (5) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (6) 備付物件の取扱い及び入場者の管理を適切に行うこと。
- (7) 前各号のほか、館長の指示に従うこと。

(責任者の配置)

第11条 施設を専用使用する場合、使用者は必ず責任者を配置しなければならない。

2 責任者は、関係使用者全員を統率し、使用上の責任を負うものとする。

3 館長が必要と認めた場合、使用者は施設の秩序を保つため必要な整理人を置かなければならない。

(職員の立入)

第12条 使用者は、館長及び職員の職務上の立入を拒むことができない。

(一般の定義)

第13条 条例第7条の別表1及び別表2に規定する一般とは、高校生以下は含まないものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月9日教委規則第2号)

この規則は、平成10年5月1日から施行する。

附 則(平成10年10月23日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年11月8日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年1月24日教委規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の佐呂間町武道館・温水プール設置及び管理に関する条例施行規則、第4条第1項、第7条第1項の規定は、平成18年7月1日以後に適用し、同日前に使用するものについては、改正前の佐呂間町武道館・温水プール設置及び管理に関する条例施行規則の規定による。

附 則 (平成18年3月23日教委規則第17号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月13日教委規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月29日教委規則第8号)

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月20日教委規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年1月25日教委規則第 号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

施設区分等	開館区分	開館時間	休館日
武道館及びトレーニングルーム (開館期間 通年)	平日	午前10時～午後9時	①毎週月曜日 ②祝日の翌日 ③年末年始 (12月30日～ 1月6日)
	土曜日、日曜日、祝日	午前10時～午後5時	
温水プール (開館期間 5月～10月)	平日	午後1時～午後8時	①毎週月曜日 ②祝日の翌日
	土曜日、日曜日、祝日	午前10時～午後5時	
	学校水泳学習期間及び 学校夏季休業期間の平日	午前10時～午後8時	

(備考)

- 1 祝日は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。
- 2 施設の機械設備点検に要する期間は、使用を許可しない。
- 3 大会等の専用使用がある場合は、一般利用は使用を許可しない。

別記第1号様式

(第3条関係)

別記第2号様式

(第3条関係)

別記第3号様式

(第4条関係)

別記第4号様式

(第4条関係)

別記第5号様式

(第5条関係)

別記第 6 号様式

(第 7 条関係)

別記第 7 号様式

(第 7 条関係)

別記第 8 号様式

(第 8 条関係)

別記第 9 号様式

(第 9 条関係)

別記第 10 号様式

(第 9 条関係)
